競技場等利用許可申請書

年　　月　　日

群馬県知事　あて

団体名

団体所在地

フリガナ

代表者氏名

代表者住所

生年月日

次のとおり利用したいから許可をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 陸上競技場　　　　　補助陸上競技場野球場　　　　　　　テニスコート（　　　　　面）水泳場　　５０メートルプール（　　　　コース）２５メートルプール（　　　　コース）　　　　飛込プールサッカー・ラグビー場管理棟（会議室・多目的室） |
| 期間 | 年　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分から年　　　　月　　　　日　　　　時　　　　分まで |
| 目的 |  |
| （入場料を徴収する場合）利用者の区分 | 陸上競技場 | アマチュアスポーツ以外　（　県外利用者　・　県内利用者　）アマチュアスポーツ |
| 野球場 | アマチュアスポーツ以外　（　県外利用者　・　県内利用者　）アマチュアスポーツ　（　社会人野球　・　それ以外　） |
| サッカー・ラグビー場 | アマチュアスポーツ以外アマチュアスポーツ　（ 学生又は生徒以外　・　学生又は生徒 ） |
| （入場料を徴収しない場合）競技者の区分 | 一般　・　高校生　・　中学生以下 |
| 県外者　・　県内者 |
| 入場予定人員 | 人 |
| 利用責任者 | 住所 |  |
| フリガナ氏名 |  | 電話 |  |
| 生年月日 |  |  |
| ○　申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。□　自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。※　群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報は、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。 |

注　附属施設、夜間照明施設又は附属器具等を利用する場合は、別紙も記入すること。

別紙

敷島公園の有料公園施設の附属施設又は夜間照明施設の利用（該当するものに○又は必要事項を記入すること。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設名等 | １日 | 午前 | 午後 | 時間外 | 施設名等 | 利用時間 |
| 陸　上　競　技　場 | 附　属　施　設 | 会議室 |  |  |  |  | 照　明　施　設 | 利用者の区分 | 県外利用者アマチュアスポーツ以外それ以外 |
| 雨天練習室 |  |  |  |  | 点　灯　区　分 | 全点灯 | ：　　～　　： |
| トレーニング室 |  |  |  |  | ３分の２点灯 | ：　　～　　： |
| きよ火施設 |  |  | 式 |  | ３分の１点灯 | ：　　～　　： |
| 大型映像装置 |  |  |  |  | ５分の１点灯 | ：　　～　　： |
| 広告表示　有　・　無 | １０分の１点灯 | ：　　～　　： |
| 補助陸上競技場 | 照明施設 | 点灯区分 | 全点灯 | ：　　～　　： |  |
| ２分の１点灯 | ：　　～　　： |  |
| １４分の５点灯 | ：　　～　　： |
| １４分の２点灯 | ：　　～　　： |
| 野　　球　　場 | 附　属　施　設 | 会議室 |  |  |  |  | 照　明　施　設 | 利用者の区分 | 県外利用者アマチュアスポーツ以外それ以外 |
| 投球練習所 |  |  |  |  | 点 灯 区 分 | 全点灯 | ：　　～　　： |
| 大型映像装置 |  |  | 試合 |  | ２分の１点灯 | ：　　～　　： |
| 広告表示　有　・　無 | ４分の１点灯 | ：　　～　　： |
| 放送報道室 | 室 | 室 | 室 | 室 |  |
| 水泳場 | 附属施設 | 大会運営室 |  |  |  |  |  |
| サッカー・ラグビー場 | 会議室 |  |  |  |  |  |
| 管理棟 | 附属施設 | 会議室 | Ａ・Ｂ | Ａ・Ｂ | Ａ・Ｂ | Ａ・Ｂ |  |
| 多目的室 |  |  |  |  |  |

敷島公園の有料公園施設の附属器具等の利用（利用するものに必要事項を記入すること。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 一日 | 午前 | 午後 | 時間外 | 区分 | 一日 | 午前 | 午後 | 時間外 |
| 陸上競技用器具 | 式 | 式 | 式 | 式 | 拡声装置 | 式 | 式 | 式 | 式 |
| 一点 | 回 | 湯沸室 | 室 | 室 | 室 | 室 |
| サッカー用器具 | 組 | 組 | 組 | 組 | 温水シャワー室 | 室 | 室 | 室 | 室 |
| ラグビー用器具 | 組 | 組 | 組 | 組 | 天幕 | 張り | 張り | 張り | 張り |
| スイミングタイマー | 式 | 式 | 式 | 式 |  |